

令和7年度 板橋区 産業融資のご案内

▶ 板橋区産業融資制度とは

区内中小企業の育成と振興のため、区が低利の融資を区制度取扱金融機関（区と契約締結している金融機関）にあっせんし、融資実行後に利子補給を行う制度です。取扱金融機関と東京信用保証協会の協力のもと、中小企業者のみなさまの安定的な資金調達を支援します。

※この制度は区が直接貸付するものではありません。

▶ 区の産業融資をご利用いただける方

利用対象者は以下のすべての要件を満たす「中小企業者（NPO法人含）」です。

小売業

（飲食業を含む）

資本金5千万円以下
または
従業員数50人以下

卸売業

資本金1億円以下
または
従業員数100人以下

サービス業

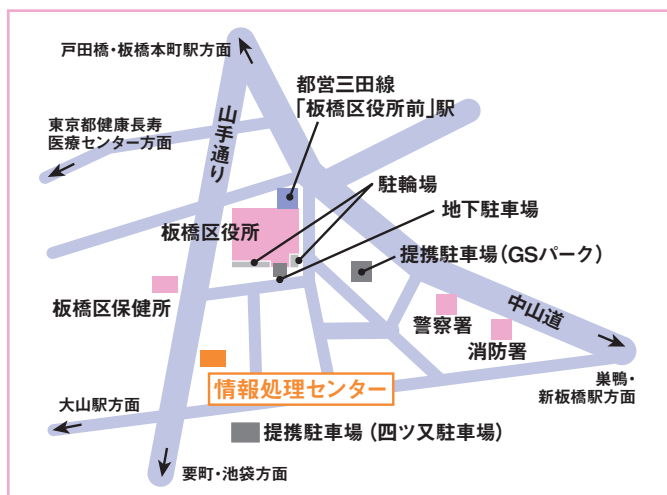
資本金5千万円以下
または
従業員数100人以下

製造業等(※)

資本金3億円以下
または
従業員数300人以下

(※)ソフトウェア業・情報処理サービス業・建設業・不動産業・運送業などを含む

- 1 法人の場合、本店登記及び活動実態（本社機能）が区内にある方（バーチャルオフィスは対象外）
- 2 個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある方（事業主の住所地は問いません）
- 3 1年以上同一事業を営んでいる方（創業支援融資を除く）
- 4 申込みをする日までに納期が到来した個人住民税（および軽自動車税）もしくは法人住民税を完納している方（分納中の方はご利用いただけません）
- 5 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
（対象外業種の例：農林・漁業、遊興娯楽業の一部、金融業の一部、宗教法人の方など）
- 6 許認可などの必要な業種については、その許認可などを受けている方
- 7 資金の使途が適切であり、かつ、返済能力のある方



目次

- P1 ご利用の流れ、経営相談
- P2 利子補給、東京都制度との併用
- P3 ご利用時の注意事項
- P4 よくあるご質問
- P5～6 融資制度一覧 ①
- P7～8 融資制度一覧 ②
- P9～10 お申込みに必要な書類、利子補給の優遇加算措置
- P11 取扱金融機関一覧

【お問い合わせ】 〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号 板橋区情報処理センター5階
産業振興課 経済対策係
電話：03-3579-2173 FAX:03-3579-9756
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

ホームページは
こちら▶

（事業者向け）

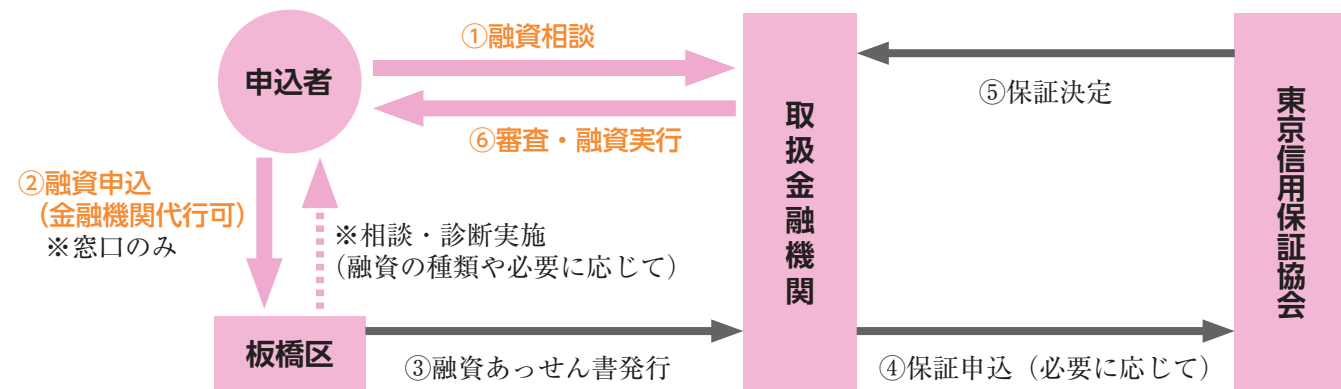


（金融機関向け）



ご利用の流れ

▶ お申込みから借り受けまでの流れ



★ 板橋区に融資あっせんの申込をする前に、融資申込予定の取扱金融機関に相談をしてください。

★ 融資あっせんの申込は金融機関による代行申請が可能です。(創業支援・経営改善特例・事業承継資金・持続成長支援融資を除く)。

- お申込みに必要な書類をすべてそろえて、区窓口にご提出ください。※**郵送不可**
※創業支援・経営改善特例融資等、計画書の提出が必要な融資をご利用する場合は、中小企業診断士との面談が必要です。詳しくは、下記「中小企業診断士による経営相談」をご覧ください。
- 区から取扱金融機関に融資のあっせん書を発行します。取扱金融機関は、11 ページの「取扱金融機関一覧」をご確認ください。
- 取扱金融機関にて審査、また、お客様とのご相談により、信用保証協会等に保証を申し込みます。
- 信用保証協会等の審査に基づいて保証が決定されます。
(審査により、保証されない場合があります。)
- 取扱金融機関が状況を総合的に審査し、融資を実行します。
(審査により、融資が否決される場合や、融資額が減額される場合があります。)

信用保証協会とは…

中小企業者や小規模企業者が金融機関から融資を受ける際に保証人となることで円滑な資金調達を支援する公的機関です。 ■ 東京信用保証協会 池袋支店 03-3987-5445

▶ 中小企業診断士による経営相談

産業融資の利用の有無を問わず、中小企業の経営の改善や安定化を目的として、中小企業診断士が経営・金融・情報化など経営全般にわたってご相談に応じています。

創業支援・経営改善特例・事業承継資金融資等、計画書の提出が必要な融資を申込み場合は面談が必須となりますので、お電話にてご予約ください。

- 相談窓口**：産業振興課 (板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 5 階)
- 相談時間**：月～金曜の午前 9 時～午後 5 時 (12 時～1 時を除く、1 時間毎)
- 申込方法**：要電話予約 (03-3579-2173)
※「経営相談」「創業相談」「事業承継相談」など、相談内容をお申し付けください。

▶ 利子の一部を区が助成します (利子補給)

融資の種類ごとに定められた期間と割合で、区が利子補給を行います。

利子補給は、金融機関を通して行います。利子補給金の受取方法は利用金融機関へお問い合わせください。

補給金額は、滞納や条件変更があった場合も、貸付当初の返済方法で返済されているものとみなし、計算されます。ただし、一部繰上などにより実際の残存元金がこれを下回る場合は、実際の残存元金に基づいて計算されます。

また、次のいずれかに該当した場合は利子補給を停止もしくは補給率を引き下げます。**要件該当以降に補給したもののについては、遡って返還していただきます。**

- 1 事業を廃止したとき、または事業を 3 か月以上休業したとき (事業所の改築又は改装による場合は 6 か月以上休業したとき)
- 2 事業を営んでいると認められなくなったとき
- 3 法人の場合、本店登記または活動実態 (本社機能) を区外に移したとき
個人の場合、確定申告書上の主たる売上のある事業所を区外に移したとき
- 4 申込みの内容に偽りがあったとき (申込みの内容と異なる使い方をしたときなど)
- 5 当該融資の期限の利益を喪失したとき
- 6 保証協会による代位弁済を受けたとき、または債務整理を行ったとき
- 7 優遇加算措置に該当しなくなったとき (商店会やハイライフいたばしを退会したときなど)
- 8 返済条件変更や延滞などにより、貸付当初の終回返済日を過ぎてしまったとき
- 9 その他公序良俗に反すると思われる行為があったとき

▶ 東京都中小企業制度融資 (信用保証料補助) との併用について (東京都制度)

板橋区の産業融資制度と東京都の融資制度双方の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助との併用ができる場合があります。

対象となる方は以下のいずれかの区制度を利用する方です。

(P 5 ～制度名下に★がついている制度)

区 制 度	都 制 度	保証料補助
ものづくり設備資金融資	設備投資・企業立地促進	2 / 3
小口資金融資	小口 フリーランス 【小口零細企業保証制度】	1 / 2
小口資金融資 経営改善特例		
創業支援融資	創業	2 / 3
事業承継資金融資	事業承継一般	

※ものづくり設備資金融資で返済方法を「一括償還」とした場合は併用できません。
※板橋区産業融資制度の『小口資金融資借換特例』は対象外です。
※区の指定する上限利率内であっても、都制度の設定する利率を超えた場合は併用できません。詳しくは東京都へお問い合わせください。
※一部対象外の金融機関があります。

東京都制度利用の場合、信用保証協会への申込時に追加資料の提出が必要となる場合があります。以下の東京都ホームページでご確認ください。

＜東京都融資制度HP＞

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/>

＜必要書類について＞

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi/syorui/>

ご利用時の注意事項

区の産業融資をご利用いただくことができない方

「区の産業融資をご利用いただける方」のすべての要件を満たしている場合であっても、以下のいずれかに該当する方は、区の産業融資をご利用いただくことはできません。

- 1 (公財)板橋区産業振興公社(旧(財)板橋区中小企業振興公社)または東京信用保証協会から代位弁済を受け、現に債務が残っている方、返済完了後6か月以内の方、もしくはその方の連帯保証人となっている方、及びその方が代表者である法人事業者
- 2 金融機関から取引停止処分を受けている方
- 3 会社更生法、民事再生法、破産法などに基づく法的手続き申立中の方または任意整理手続き中の方
- 4 3か月以上休業中の方(事業所の改築又は改装による場合は6か月以上休業の方)及び事業再開後1年が経過していない方
- 5 過去、産業融資について申込内容と異なる使い方をした方
- 6 借入金の返済(借換融資制度を除く)、税金の支払、生活費などのための資金として利用する方
- 7 東京都暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団関係者、規制対象者等
- 8 区内に事業所の実態がない方、または公序良俗に反する事業を営んでいるなど、区が不適当と認める方

区の産業融資をご利用いただくことができない資金使途

- 1 既存の借入金の返済に充てるもの。ただし、借換資金融資及び小口資金融資借換特例を利用し、区あっせん融資の既存残高の返済に充てる場合は、利用することができます。
- 2 税金その他公課の支払いに充てるもの
- 3 自己又は親族の居住する住居、及び生活費にかかる資金等、事業に係わないもの
- 4 対象外事業にかかる資金に充てるもの
- 5 事業主、法人の役員及び事業主又は法人の代表者と生計を一にする家族への報酬又は給料等に充てるもの
- 6 土地又は建物の取得費用に充てるもの
- 7 株式等の投資費用に充てるもの
- 8 割賦契約等により、支払をするもの及び既に支払が済んでいるもの
- 9 必要性のない資金その他産業融資制度にふさわしくないと認められる資金に充てるもの
- 10 改造車・4WD車及び必要以上の高級車や業務と無関係な装備を有する等、事業用と認められない車両の購入費用に充てるもの

よくあるご質問

Q 板橋区が貸付をしてくれるのですか。

A 貸付は金融機関が行います。ご利用をお考えの際は、11ページの取扱金融機関にご相談ください。

Q 本人以外が手続きをすることはできますか。

A 金融機関による代行申請が可能です。この場合、委任状は必要ありません。

Q 本店登記／自宅は板橋区ですが、事業所が板橋区外にあります。対象になりますか。

A 法人の場合、本店登記及び本社機能としての活動実態が区内にあれば対象になります。個人の場合、確定申告上の主たる売上のある事業所が区内にある必要がありますので、対象になりません。

Q 板橋区では1年以上の事業歴がありませんが、対象になりますか。

A 前住所地を含め、事業開始から1年以上の事業歴があれば、対象になります。納税確認書類は前住所地のものを用意する必要があります。

Q 個人で1年以上同事業を行った後、法人成りしました、法人成りからは1年未満ですが対象になりますか。

A 個人からの事業継続性(個人事業主の廃業届、法人設立届)が確認できれば対象になります。

Q どのような資金が融資の対象になりますか。

A 事業に必要な運転資金や設備資金が対象になります。ただし、自己又は親族の居住する住居、事業主・法人役員等への報酬、土地又は建物の取得などの費用は対象になりません。

Q 車両の購入は対象になりますか。

A 事業用車両に限り、対象になります。ただし、事業内容や規模と比較して、必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車両(例:4WD、スポーツタイプ、寒冷地仕様、現行車種からの大幅なグレードアップ等)は対象外となります。また、別途車両購入計画書の提出が必要です。

Q 「信用保証料補助金の返還について」という通知が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A 区から信用保証料補助を受けた融資を繰上償還や条件変更を行い、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、差額分を返還していただくため、対象者に通知させていただきます。返還が行われない場合は、お支払いいただくまで区の融資制度が利用できない場合があります。

Q 板橋区以外にどのような公的融資がありますか。

A 主に、以下のものがあります。直接、お問い合わせください。

■ 東京都産業労働局 金融部金融課

03-5320-4877 <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>

■ 日本政策金融公庫 板橋支店

0570-032415 <https://www.jfc.go.jp/>

■ 商工中金 池袋支店

03-3988-6311 <https://www.shokochukin.co.jp/>

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証 協会の信用保証を付けることとなります。

融資の種類		利用対象者・条件など		融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合（※注5）	
一般制度	事業資金融資	表紙の利用要件を満たす方	中小企業者	3,000万円	運転・設備	長期プライムレート＋0.2%以内（※注1）	7年（84か月）以内（据置6か月以内含む ※注2）	42か月目まで	4割補給（上限1.5%）
	経営改善特例		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい中小企業者 ※ 拡張、転換（第2創業）でもご利用いただけます。 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。	3,000万円	運転・設備	長期プライムレート＋0.2%以内（※注1）	7年（84か月）以内（据置6か月以内含む ※注2）	42か月目まで	7割補給（上限3.0%）
	設備資金融資		中小企業者	5,000万円	設備	長期プライムレート＋0.2%以内（※注1）	10年（120か月）以内（据置1年以内含む ※注2）	60か月目まで	3割補給（上限1.0%）
	ものづくり設備融資 ★P2 東京都制度併用対象		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 日本標準産業分類表 大分類 E—製造業（中分類 09～32）24業種に該当する事業を営んでいて（主たる事業でなくともかまいません）、資金対象が製造業種であること ② 融資総額における対象設備資金の割合が5割以上あること ※ 対象設備資金とは、事業用機械・機器の購入・設置に係る資金または工場や事業所等の修繕等に係る資金をいいます。〔車両の購入、賃貸物件の修繕に係る資金等は含まれません〕 ③ 購入する機械・機器の設置場所、または修繕等を行う工場や事業所等の所在地が板橋区内であること。また、そのことが見積書等に明記されていること ※ 「設備投資計画書（東京都様式）」の提出が必要です。	5,000万円	設備（運転との併用可）	長期プライムレート＋0.2%以内（※注1）	10年（120か月）以内（据置1年以内含む ※注2）	60か月目まで	9割補給（上限3.0%）
	借換資金融資		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について6か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換制度からの借換にはご利用いただけません。 ※ 追加融資の上限額は3千万円となります。 ※ 複数の融資の一本化や、異なる金融機関で行った融資の借換にもご利用いただけます。 ※ お申し込みには所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。	5,000万円（追加融資は3000万円以内）	運転・設備	長期プライムレート＋0.2%以内（※注1）	10年（120か月）以内（据置なし） ただし既存融資の残りの返済期間より長期とすること	42か月目まで	2割補給（上限1.0%）

上記一般制度＋事業承継資金融資内で3本まで、残高8千万円を限度として併用できます。ただし資金使途が同一のものを分割し、同時期（3カ月以内）に複数申請することはできません。

（注1）東京信用保証協会の信用保証割合が100%（責任共有制度対象外）となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。
（注2）一括償還の場合、融資期間は6ヶ月（据置は5ヶ月）以内となります。

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還 ◆ 保証等：東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります（小口保証枠内）。

融資の種類		利用対象者・条件など		融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合（※注5）	
全国統一保証制度	小口資金融資 ★P2 東京都制度併用対象	表紙の利用要件を満たす方	小規模企業者（※注3）	2,000万円（※注4）	運転・設備	長期プライムレート以内	6年（72か月）以内（据置6か月以内含む ※注2）	36か月目まで	6割補給（上限3.0%）
	経営改善特例 ★P2 東京都制度併用対象		経営を改善したい、もしくは新しいことにチャレンジしたい小規模企業者（※注3） ※ 拡張、転換（第2創業）でもご利用いただけます。 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。	2,000万円（※注4）	運転・設備	長期プライムレート以内	6年（72か月）以内（据置6か月以内含む ※注2）	36か月目まで	8割補給（上限3.0%）
	借換特例		以下の融資条件すべてに該当する小規模企業者（※注3） ① 借換を行う既存融資がすべて板橋区の産業融資であること ② 借換を行う既存融資について6か月以上、約定どおり元金返済が継続されていること ③ 追加融資を含んでいること ※ 借換対象は同一金融機関の融資に限ります。 ※ 借換制度からの借換および責任共有制度の対象となる融資の借換にはご利用いただけません。 ※ お申し込みには所定の「 <u>借換同意及び誓約書</u> 」が必要です。	2,000万円（※注4）	運転・設備	長期プライムレート以内	10年（120か月）以内（据置なし） ただし既存融資の残りの返済期間より長期とすること	36か月目まで	3割補給（上限1.0%）

小口資金融資は責任共有制度の対象外となる全国統一の保証制度（小口零細企業保証制度）に準拠したものであり、東京信用保証協会の信用保証割合が原則として100%となります。

小口保証枠内（保証残高2,000万円以内）であれば、ご利用本数に制限はありません。また、一般制度と併用することもできます。

（注3）中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者：従業員20人以下（小売業・飲食業・卸売業・サービス業については5人以下 ※NPO 法人は別途基準による）※臨時の使用人、会社役員、個人事業における家族従業員は従業員数に含みません。詳細は、信用保証協会にお問い合わせください。
（注4）既存の信用保証協会の保証付融資残高との合計が2000万円以下であることが要件です。
（注5）応当月の毎月償還日が限度となります。

◆ 利率：固定金利 ◆ 償還方法：元金均等償還

融資の種類		利用対象者・条件など		保証等	融資限度額	資金使途	上限利率	融資期間	区利子補給期間・割合(※注8)	
特別制度	業績改善支援融資 ※区より信用保証料半額補助あり ●受付期間● 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	表紙の利用要件を満たす方	物価高騰などの影響で、最近3か月(※)の売上高または売上総利益が前年同期または前々年同期と比較して10%以上減少している中小企業者 ※売上高等が毎月安定的に計上されず特定の時期に偏ることがある場合は、最近12か月と比較して10%以上減少していること	東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります 【信用保証料の補助及び返還について】 申込時に「信用保証料申請書兼請求書」をご提出下さい。融資実行後1～2か月を目途にご指定の口座に振り込みます。 繰上償還等を行い、東京信用保証協会から信用保証料が返戻された場合は、区へ信用保証料補助金を返還していただきます。	1,000万円 (年度内1企業1回限り)	運 転	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注6)	6年以内(72か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	36か月目まで	8割補給 (上限3.0%)
	持続成長支援融資 ※区より信用保証料半額補助あり		以下の融資条件すべてに該当する中小企業者 ① 直近2期分の決算において、付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計)が1期ごとに1%以上増加している方 ② 付加価値額を3期以内に概ね9%以上伸長する計画を策定し、計画の実行に取り組む方 ③ 持続成長についての計画が適正であると認められた方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。		5,000万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注6)	8年以内(96か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	48か月目まで	8割補給 (上限3.0%)
	夏季・年末資金融資		中小企業者 ※受付期間は以下のとおり ① 令和7年5月1日～令和7年6月30日 ② 令和7年11月1日～令和7年12月26日 ※ 上記①②の受付期間内につき、各々1回限り利用可能です。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります	500万円	運 転	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注6)	1年以内(12か月)以内 (据置2か月以内含む)	6か月目まで	7割補給 (上限3.0%)
	事業承継資金融資 ★P2 東京都制度併用対象		以下の融資条件のいずれかに該当する中小企業者 ① 事業承継を5年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方 ② 事業を承継した日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。 ※ 本数、残高はP5の一般制度に含まれます。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。(一般保証枠内)	5,000万円	運転・設備	長期プライムレート + 0.2%以内 (※注6)	10年(120か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	60か月目まで	9割補給 (上限3.0%)
	商店街振興融資		以下の融資条件すべてに該当する商店街振興組合等 ① 主として中小企業者により構成されていること ② 事務局が区内にあること ③ 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有していること ④ 構成員のおおむね全員が対象事業を営んでいること ⑤ 国・都・区の施策と密接なかわりのある事業を行う商店街振興組合法に定める団体であること ※ 総会等において、融資申込みによる借入れについて議決されている必要があります。また、その議事録を提出していただきます。	必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。(一般保証枠内) ※ 原則として理事・役員の連帯保証が必要です。	8,000万円	運転・設備	長期プライムレート 以内	8年(96か月)以内 (据置6か月以内含む ※注7)	48か月目まで	6割補給 (上限3.0%)
	創業支援融資 ★P2 東京都制度併用対象		以下の融資条件すべてに該当する方 ① 区内でこれから創業する方、または創業後1年未満の方 ② これから創業される場合は、申込日時点で事業を営んでいない個人である方。創業されている場合は、事業開始日時点で事業を営んでいない個人であった方。 ③ 事業計画が適正であると認められた方 ※ 中小企業診断士による面談・経営診断が必要です。 ※ 完済前に同一制度の追加融資を申し込むことはできません。	東京信用保証協会の信用保証を付けることとなります。	2,000万円 (創業前の方は自己資金の範囲内が目安となります。)	運転・設備	長期プライムレート 以内	7年(84か月)以内 (据置1年以内含む ※注7)	42か月目まで	8割補給 (上限3.0%)

原則として創業支援融資は東京信用保証協会の信用保証割合が100%(責任共有制度対象外)となります。ただし、条件によっては責任共有対象となる 場合もあります。

(注6) 東京信用保証協会の信用保証割合が100%(責任共有制度対象外)となった場合、長期プライムレートが上限利率となります。

(注7) 一括償還の場合、融資期間は6ヶ月(据置は5ヶ月)以内となります。

(注8) 応当月の毎月償還日が限度となります。

お申込みに必要な書類

	✓	法 人		個 人	
		提出書類	注意事項	提出書類	注意事項
1	☐	産業融資申込書	令和7年4月版	産業融資申込書	令和7年4月版
2	☐	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要	情報提供に関する同意書	小口資金融資（特例含む）を申請される場合のみ ※金融機関持込の場合は不要
3	☐	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ	借換同意及び誓約書	借換資金融資、小口借換特例を申請される場合のみ
4	☐	法人税確定申告書及び決算書一式 (全ページのコピー)	直近2期分	所得税確定申告書及び決算書一式 (全ページのコピー)	直近2年分
5	☐	法人都民税の納税証明書（原本） ※領収書は不可	上記4の決算期2期分と一致するもの	事業主の個人住民税納税証明書（原本） または 領収書（コピー） ※非課税の場合は「非課税証明書」（原本）	令和6年度1年分及び令和7年度最新納期到来分まで ※普通徴収の場合、納期はそれぞれ6月、8月、10月、1月の末日 ※区外在住の方は板橋区に納付した事業所課税（均等割）の納税証明書または領収書
				軽自動車税の納税証明書（原本） または 領収書（コピー）	直近1年度分 ※対象となる車両を所有していない場合は不要 ※減免の場合は「減免決定通知書」のコピーが必要
6	☐	法人実印の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの	事業主の印鑑証明書（原本）	発行後3か月以内の最新のもの
7	☐	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（原本）	発行後3か月以内の最新のもの		
8	☐	営業許可証・開設届・資格取得証明書 等のコピー（許認可や届出、資格が必要な業種のみ）			
9	☐	設備資金（資金使途が「設備」）を申請される場合は「見積書または契約書」（コピー可） ① 納品（工事）場所として板橋区内の事業所住所が明記されているもの（車両の場合は不要） ② 有効期限内のもの（有効期限の記載のないものについては発行後1か月以内のもの） ③ 原則として件名が「見積書」または「契約書」となっているもの（または左記に類するもの） ④ 宛名が法人名または個人事業主名となっているもの（屋号のみは不可） ※ 申込金額は見積金額以下である必要があります。 ※ 支払い済みおよび貸付実行前に支払いされる金額は、融資対象外となります。 ※ 支払い方法を割賦とした場合、融資対象外となります。 ※ 業務用車両の購入について、必要以上の高級車や業務と無関係な装備を追加した車は、融資対象外となります。 （例：4WD、スポーツタイプ、現行車種からの大幅なグレードアップなど） ※ 融資対象の設備設置場所は区内に限ります。区外の工場や店舗の設備増強・修繕工事等は対象外となります。 ※ 建物修繕や外壁工事において、その一部を自己又は親族の居住の用に供している場合、見積書の総額を床面積で按分することがあります。各床面積を確認できる書類（登記簿謄本のコピー等）を添付してください。 ※ 土地建物の取得や建替費用は、融資対象外となります。不動産事業主でも認められません。			
10	☐	ものづくり設備資金融資を申請される場合は、対象業種を営んでいることを証明する書類（会社パンフレットやHPのコピー等）、「設備投資計画書（東京都様式）」 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
11	☐	商店街振興融資を申請される場合は、構成員の3分の2以上が区内に事業所を有していることがわかる書類、及び融資申込みの借入が総会等にて議決されていることがわかる議事録 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
12	☐	利子補給優遇を申請される場合は、優遇事由を証明する書類（詳しくは次ページ） 原則として、ご提出いただいた証明書類は返却いたしません。必要な方は、コピーをご提出ください。			
13	☐	業績改善支援融資を申請される場合は、「売上高・売上総利益比較表」及び「業績改善事業計画書」等（区指定様式）			

（注1）区、金融機関または東京信用保証協会より、必要に応じて上記以外の書類を求められることがあります。

（注2）NPO 法人の方がお申込みの際は別途書類が必要になります。事前に区にお問合せください。

【各種証明書の請求場所】

●個人住民税、軽自動車税の納税証明書 ●印鑑証明書（個人実印）	板橋区役所 南館1階2番窓口または区民事務所 ※事業所課税（均等割）の問合せは北館3階12番窓口
●法人都民税の納税証明書	板橋都税事務所 板橋区大山東町44-8 03-3963-2111
●印鑑証明書（法人実印） ●履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	東京法務局板橋出張所 板橋区板橋1-44-6 03-3962-7605（証明書発行窓口の専用電話）

利子補給の優遇加算措置

下記の表に該当する方が区の産業融資をご利用になる場合、融資の種類ごとに定められた利子補給割合に加算されます。

加 算 該 当 項 目		加算割合	必 要 な 書 類
商店街連合会に加盟している商店会に加入している ※利子補給期間中も加入していること		1割	商店会加入証明書（融資申込書裏面）または直近の会費領収書の写し など
【板橋製品技術大賞】R5年度以降に受賞 最優秀賞、優秀賞、審査委員長賞、テーマ賞	審査委員賞	1割	受賞・採択の決定通知 など
		3割	
【デジタル環境構築補助事業】 R5年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方		1割	交付額決定通知書 など
【開発チャレンジ補助金事業】 R5年度以降に採択され、補助金の交付を受けた方		1割	
【いたばし人と未来を創る会社賞】R5年度以降に受賞された方		1割	受賞・採択の決定通知 など
【いたばし good balance 会社賞】R5年度以降に受賞された方		1割	
板橋区勤労者福利共済制度【ハイレイフいたばし】に加入している ※利子補給期間中も加入していること		1割	会員カードまたは会費の領収書の写しなど
次世代育成支援対策推進法に基づく【一般事業主行動計画】を策定している		1割	東京労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しなど
板橋区健康づくり協力店 ※認定期間中の方		1割	手続き完了のお知らせの写し など
ISO14001取得企業、エコアクション21認証企業、板橋エコアクション継続取組企業（1年以上継続的な取り組みがあること）		1割	ISO・エコアクション21：認証機関発行の登録証の写し（直近のもの） 板橋エコアクション：区発行の活動確認証の写し（直近のもの）
災害により事業所等が被災または被災した企業（証明を受けた日がR5年度以降） ※大規模な災害に際し、臨時制度等の対応に変更する場合があります。		3割	り災証明書、被災証明書の写し
事業主または法人代表者が実践型創業マスタースクールを受講修了している（R5年度以降に受講修了した方）		1割	マスタースクール受講証明書の写しなど修了を証明できるもの
認定支援機関または企業活性化センターで策定した経営改善計画に基づくモニタリングを受けている		1割	「経営改善計画書」の写しなど、認定支援機関の名称や計画期間、モニタリング状況などが確認できる書類
板橋区簡易型BCP策定支援認定企業		1割	修了証の写し
生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」認定企業 ※計画の認定対象となった設備の導入資金として申し込む場合に利用可能		1割	認定書 及び 先端設備導入計画の写し
「SDGs/ESG経営推進支援事業」をR5年度以降に修了		1割	修了の通知 など

（注1）複数の項目に該当する場合は各加算割合を合算することができます。ただし各加算該当項目内の組み合わせでは加算割合を合算することはできず、また合わせて10割を越えることはできません。

（注2）利子補給割合が1割加算されるごとに、融資の種類ごとに定められた利子補給の加算上限率も原則として0.5%上昇します。

取扱金融機関一覧

令和7年4月1日現在 99 支店

金融機関		支 店	所在地	電話番号	金融機関	支 店	所在地	電話番号	
都市銀行・地方銀行	みずほ銀行	板 橋	本町 36-7	法人営業 オフィス 6631-9542 (注)	りそな銀行	板 橋	板橋 3-1-1	3962-1131	
		蓮 根	志村 2-1-1(志村支店内)			常 盤 台	常盤台 2-6-6	3960-6101	
		志 村	志村 2-1-1			成 増	成増 2-21-6	3930-3181	
		大 山	豊・東池袋 1-18-1			和 光	和光市本町 2-1	048-461-5691	
		池 袋 西 口	(池袋支店内)		戸 田	戸田市本町 1-4-1	048-441-5251		
		池 袋	豊・東池袋 1-18-1		群馬銀行	池 袋	豊・池袋 2-1-6 群馬銀行池袋ビル9階・10 階	3984-1601	
		東 武 練 馬	徳丸 2-6-1			川 口	川口市栄町 3-11-11	048-251-6009	
		成 増	成増 2-11-2			和 光	和光市下新倉 1-1-1	048-462-8451	
	(注) ご相談は法人営業オフィス (千代田区神田錦町 2-11) にて承ります					板 橋	上板橋 1-19-16 アソルティ上板橋 3 階	3932-1611	
	三菱UFJ 銀行	板 橋	板橋 4-11-1	5248-3001 (受付・問合せは板橋支店)	武蔵野銀行	朝 霞	朝霞市本町 2-6-28	048-464-7111	
		新 板 橋				板 橋 本 町	3961-6181		
		滝 野 川				中 板 橋	本町 14-11	3972-3221	
		大 山				上 板 橋	常盤台 4-33-12	3934-1511	
		大 山 駅 前	赤 塚 塚			板橋 1-17-1	3963-3681		
		志 村	板 橋			北・王子 2-24-1 エムズビル 1・2 階	6903-3582		
		志 村 坂 上	滝 野 川			北・王子 2-24-1 エムズビル 1・2 階	6903-3582		
		高 島 平	西 池 袋			豊・東池袋 2-61-3	3984-5851		
		下赤塚駅前	東 池 袋		豊・東池袋 2-61-3	3983-3221			
		池 袋	赤塚新町 1-20-6		3931-0610	山 中 央 銀行	荻 窪	杉・南荻窪 1-42-15	3331-0101
	池 袋	豊・南池袋 2-28-10	3984-2131	阿 波 銀行	東 京 城 北		北・王子 2-30-3 2 階	3927-1051	
	高 島 平	高島平 1-83-1	3935-2714		東 日 本 銀行	中 板 橋	中板橋 8-8	3962-4501	
	板 橋	常盤台 1-44-6	3960-1205	板 橋 駅 前		豊・西池袋 2-41-8 3F	3971-4126		
と き わ 台	池 袋			豊・西池袋 2-40-13 池袋デュプレックスビズ 12 階	3988-1221				
成 増	東 京			仲町 36-8	3956-3126				
信用金庫・信用組合	朝信用金庫	板 橋	熊野町 11-8	3957-2101	瀧 野 川 信用金庫	中 板 橋	仲町 36-8	3956-3126	
		赤 塚	豊・池袋本町 2-39-12	3986-2831		上 板 橋	常盤台 4-20-10	3935-8411	
		池 袋 本 町	志村 3-21-20	3967-9131		徳 丸	徳丸 5-5-15	5399-5711	
		志 村	大谷口上町 90-4	3972-7171		赤 羽	北・東十条 5-5-10 (東十条支店内)	3902-1191	
	東京三協信用金庫	板 橋	豊・西池袋 5-4-6	3984-3551	巢信用金庫	浮 間	北・浮間 4-13-1	3967-6241	
		池 袋	大山町 3-5	3956-4136		板 橋	板橋 1-42-18	3961-1601	
		大 山	練・北町 1-30-4	3931-0131		常 盤 台	前野町 6-4-14	3960-0121	
		北 町	蓮根 1-28-14	3960-4271		志 村	小豆沢 1-13-8	3960-2131	
	蓮 根	練・栄町 44-7	3993-7611	成 増		成増 3-11-3	3938-0151		
	江 古 田	練・氷川台 3-33-3	3937-0411	東 武 練 馬		徳丸 3-5-19	3935-2111		
	氷 川 台	豊・南池袋 2-28-13 3 階	5955-3101	高 島 平		高島平 1-56-3	3937-2111		
	西信用金庫	板 橋	板橋 2-67-8	3961-5371		飯 能 信用金庫	新 高 島 平	高島平 4-23-1	5997-1211
		大 山	大山町 22-5	3956-1161			幸 町	受付・問合せは 板橋南営業センター	6909-3931
		志 村	小豆沢 1-11-7	3966-0136			板 橋 栄 町	幸町 19-3 2 階	
		志 村 坂 下	東坂下 2-16-4	3968-0481	東 新 町		(幸町支店内)		
		成 増	成増 1-29-7	3930-7136	小 竹 向 原				
		上 板 橋	桜川 3-21-11	3559-1491	商 工 組 合 中央金庫		板 橋 法 人 部	板橋 1-42-13 4 階	6909-6080
	東信用金庫	常 盤 台	南常盤台 1-22-5	3956-1151		全 東 栄 信用組合	池 袋	豊・南池袋 1-21-10	3988-6311
		上 板 橋	坂下 2-16-8	3960-7181			十 条	北・上十条 3-15-2	3908-6111
		志 村	赤塚 7-18-14	3938-1151			下 板 橋	豊・池袋本町 4-37-9	3986-0171
		赤 塚	北・浮間 3-18-6	3965-1151			本 店	千・神田神保町 1-101	3292-8281
		浮 間	北・十条仲原 3-13-1	3907-1151	文 化 産 業 信用組合		板 橋	蓮根 2-19-14	3966-2271
		十 条	北・赤羽西 1-40-5	5993-1251		中 ノ 郷 信用組合	常 盤 台	前野町 2-4-2	3969-2535
	赤 羽 西 口	豊・西巣鴨 1-12-1	3915-1151	大 東 京 信用組合			板 橋	上板橋 2-18-14	3932-1131
	巢 鴨	練・田柄 3-13-15	3825-1311		板 橋		四葉 2-8-3	3930-0115	
	芝信用金庫	田 柄				東 京 あ お ば 農 業 協 同 組 合	※東京あおば農業協同組合は東京都信用保証料補助の併用利用 (P2) の対象外となります。		